

令和6年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

< 鎌倉地域（東地区） >

日 時	令和6年（2024年）7月26日（金） 午前10時～正午
場 所	鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂
出 席 者	自治会・町内会代表 19名 鎌倉市 9名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明</p> <ul style="list-style-type: none">（1）深沢のまちづくりについて（2）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について（3）ケアラー支援条例の制定について（4）支所を活用した防災対策について（5）多様な学びの場づくりについて <p>第 2 部 地域からの議題に関する懇談</p> <ul style="list-style-type: none">（1）鎌倉ハイランド桜並木の整備（2）（続）消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について（3）買物困難者、交通弱者対策について（4）地震・津波対策（5）住宅地における大規模な開発の問題点（6）小町大路（小町2丁目386番1）の（株）ラ・アトレ社（事業者）によるマンション建設の件

出席者名簿（敬称略）

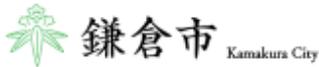
【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	十二所町内会	角田 正敬	会長
2	鎌倉地区自治組織連合会 (浄明寺町内会)	荒井 正	副会長 (会長)
3	鎌倉ハイランド自治会	鴨田 達也	会長
4	二階堂親和会	曾我 正宣	副会長
5	西御門自治会	福井 敏一	会長
6	大蔵自治会	立川 雄蔵	会長
7	八幡宮前自治会	元松 経男	会長
8	雪ノ下岩谷堂町内会	宮田 廣	会長
9	横町町内会	小田切 知彦	会長
10	巨福呂坂町内会	村越 俊一	会長
11	山王台自治会	岩田 薫	会長
12	扇ガ谷下町自治会	平井 修	会長
13	御成町末広自治会	米里 文明	会長
14	小町元町町内会	高橋 和雄	会長
15	小町三丁目フクロウ小路自治会	三矢 信二	会長
16	小町二丁目自治会	高橋 令和	会長
17	泉が谷町内会	河内 正治	会長
18	扇ガ谷上町自治会	鈴木 和彦	副会長
19	小町二丁目東自治会	片瀬 裕文	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	総務部長	藤林 聖治	
3	市民防災部長	永野 英樹	
4	こどもみらい部長	廣川 正	
5	まちづくり計画部長	服部 基己	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	教育文化財部長	小林 昭嗣	
9	消防長	高木 守	

第1部 市長からの説明 【共通】



令和6年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

1. 深沢のまちづくりについて



2

市庁舎移転に向けての現状



3

令和4年12月
〜
令和5年度

鎌倉市役所移転に関する条例（賛成 16 反対 10 で2/3に足らず否決）
の否決以降、情報発信不足などの指摘に対応

⇒動画作成など、様々な方法で周知に取り組む

⇒説明会など（約60回・延べ約1,000名）や「てのりかまくら」
（2,194枚）の配布など、合計約70回・延べ約6,800人

新しい市役所」のイメージを具体化し、
理解度や納得感を高める必要性

令和6年2月 「基本設計」関連予算が可決
基本設計の着手へ



動画でわかる
本庁舎等整備事業

4

深沢のまちづくりの現状



鎌倉市

5

深沢のまちづくりの目的

昭和62年 深沢地区に約8.1 ha の国鉄清算事業団用地が誕生
土地区画整理事業を実施します。

第3の都市拠点

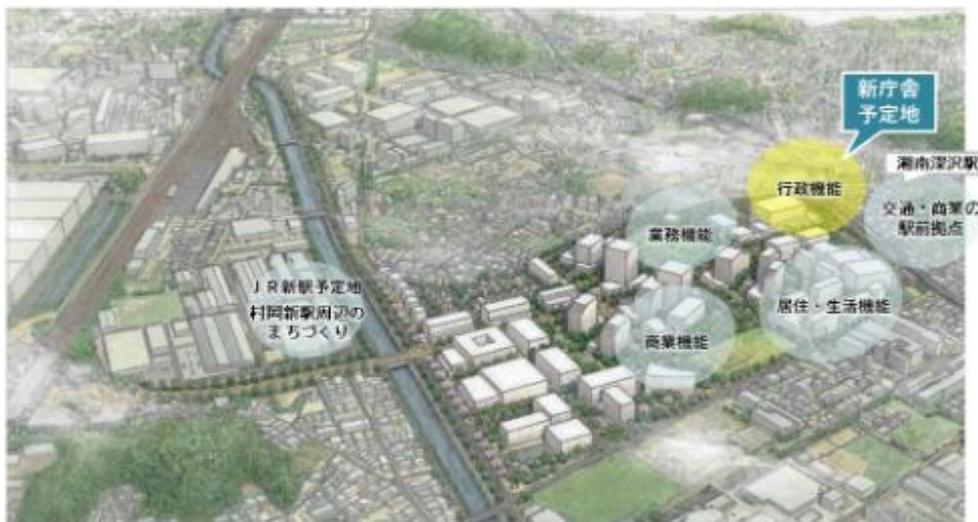
を形成することで、

- ・人口減少、少子高齢化
- ・社会インフラ、公共施設の老朽化
- ・市の財政基盤の強化

等の様々な課題に対応します。



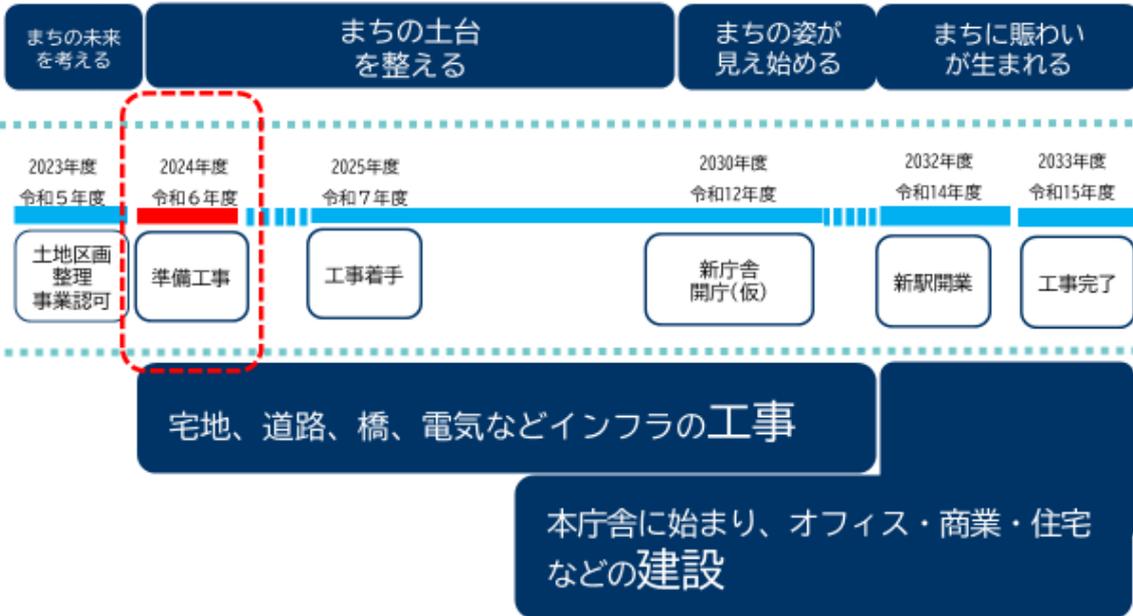
6



新庁舎は、市庁舎、地域図書館、学習センター、消防本部・消防署を複合した施設の整備を計画しています

7

深沢のまちづくりスケジュール



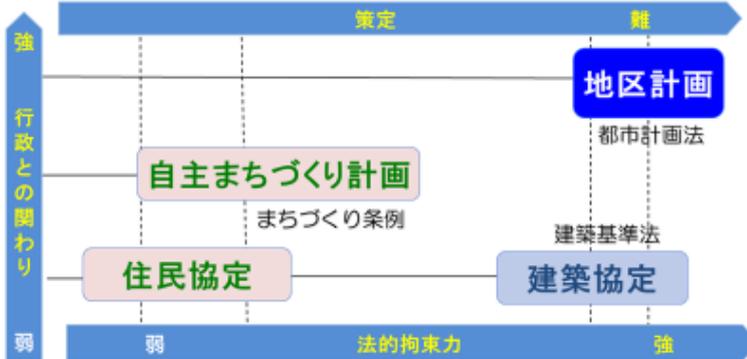
8

地区計画について

9

市民主体のまちづくり(目標によって最適な方法があります)

■ 市民主体のまちづくり方法のいろいろ



都市計画法では、地区計画等の提案をするために、権利者の2/3以上の同意を必要としています。

○都市計画法に定める都市計画決定を行うことになるため、建築物の用途などに、法的な拘束力が発生します。

○土地の利用を規制することになるので、地域の皆さんが提案する際には、権利者全員の同意を目指すことが大切です。

○法令や都市マスタープランに定める施策との整合を図る必要があります。

■ 地区計画とは・・・

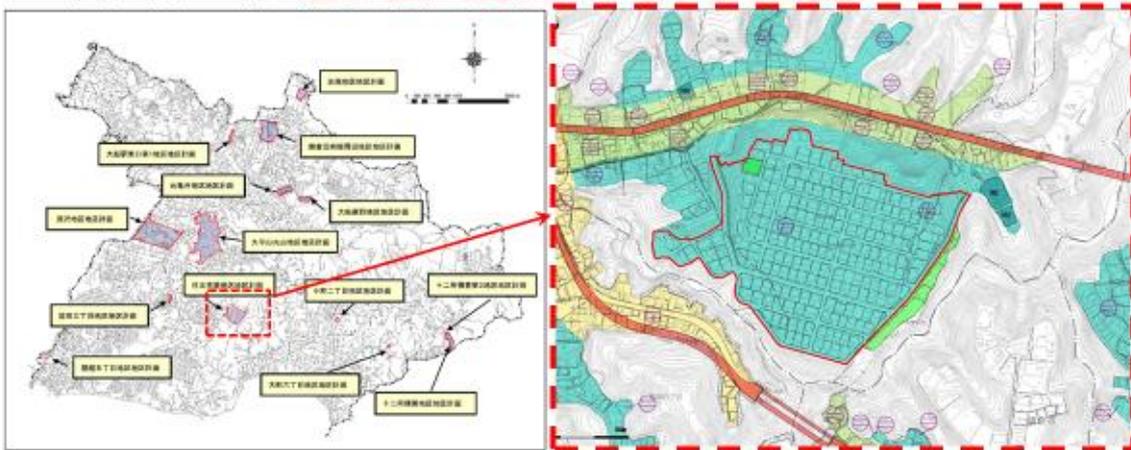
○現在定められている都市計画を前提として一定のまとまりをもった地区(例えば町内会など)において地区の実情に応じて、きめ細かく建築物の用途や高さなどの制限を定める制度

10

地区計画は市内に14地区(市民主体の地区計画策定は3地区)

○住友常盤地区地区計画(約8.5ヘクタール)／令和6年(2024年)2月都市計画決定

- ⇒ 第一種低層住居専用地域・第2種風致地区内の一体の区域
- ⇒ 昭和61年(1986年)から住民協定を締結し、住環境の保全に努めてきた
- ⇒ 平成30年(2018年)から市に相談しながら、建物の用途(届出住宅等)や最低敷地面積(200㎡以上)の制限を検討してきた
- ⇒ 令和4年(2022年)に、住民の皆様の合意形成により、市に地区計画を提案



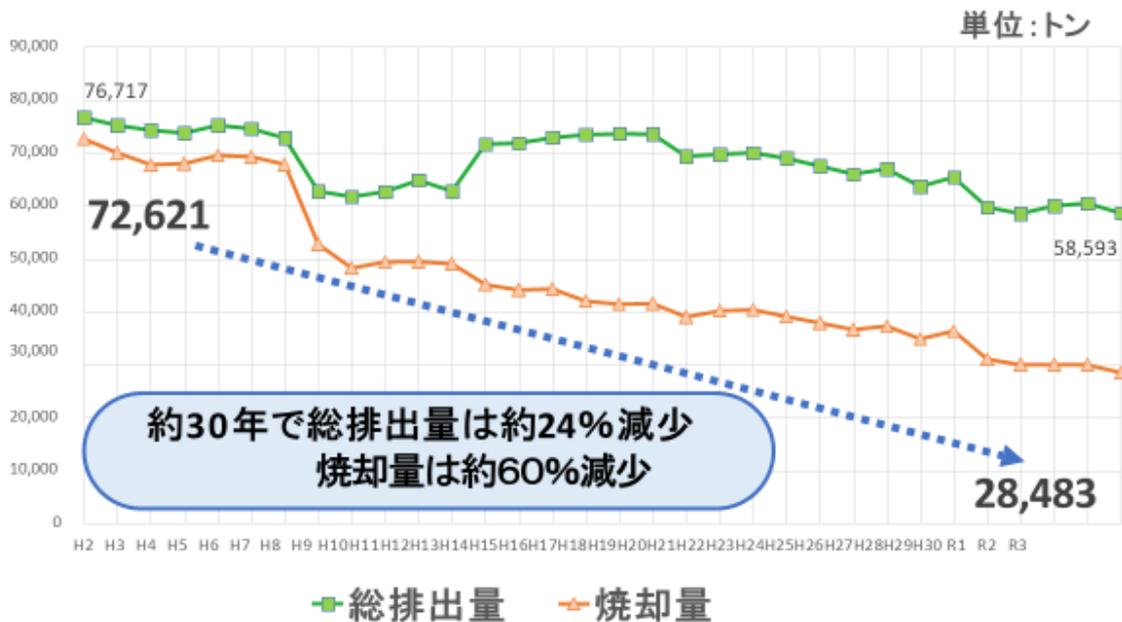
11

2. 今後のごみ処理方針について



鎌倉市 共生・共創

ごみの発生量と焼却量の推移



今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和11年度(2029年度)までに、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)計画値

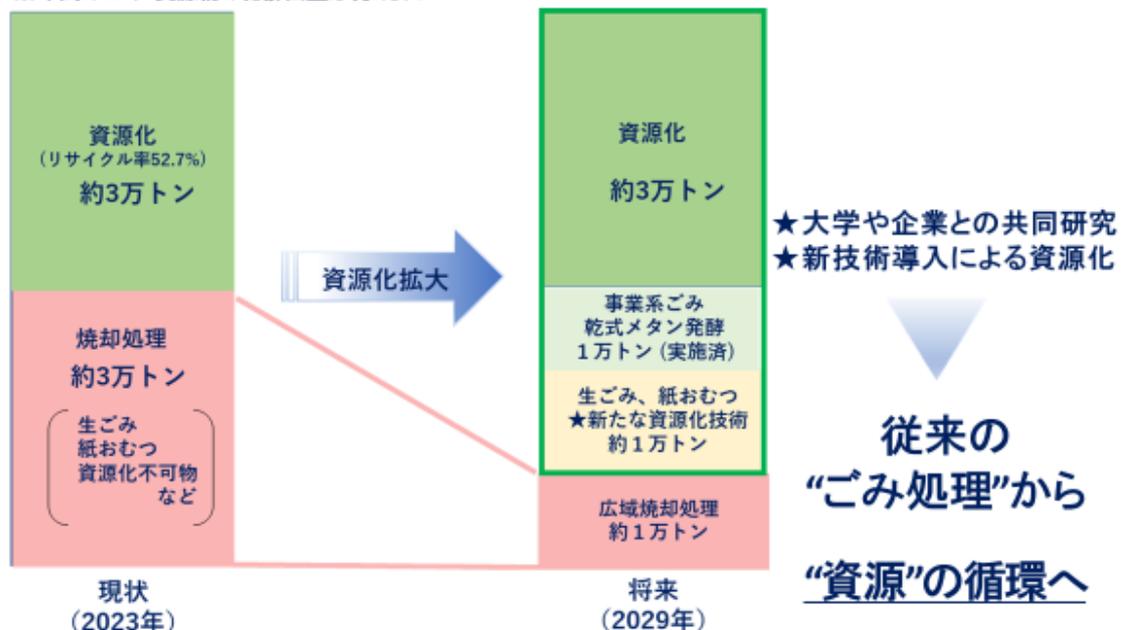
燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

14

Kanagawa City 鎌倉市

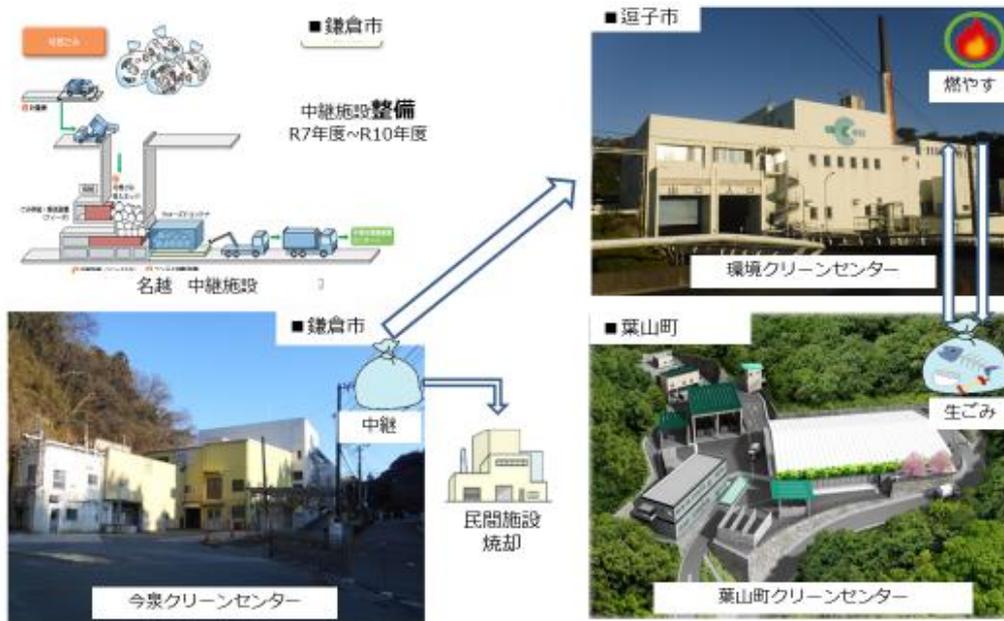
2029年までに焼却量1/3を目指す

※年間のごみ・資源物の総排出量は約6万トン



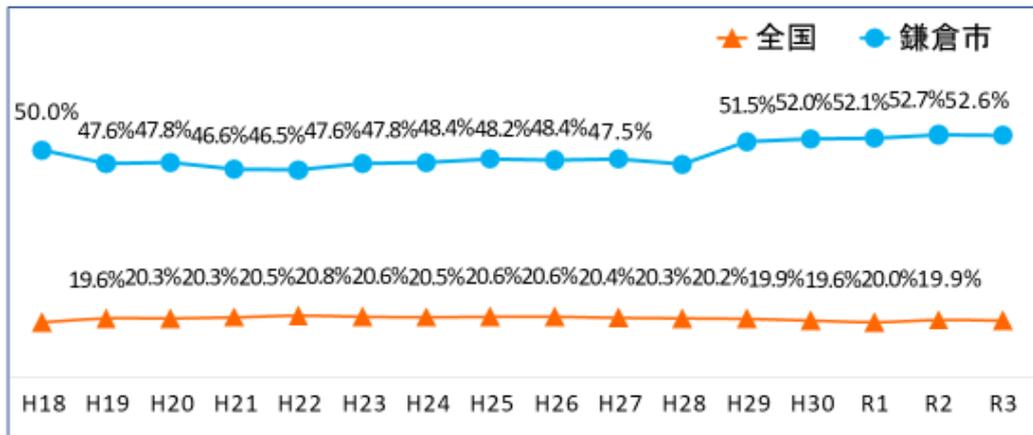
15

二市一町の主な施設の今後（中継施設整備中）



(写真出典:各自治体ホームページ)

リサイクルの推移



<p>鎌倉市のリサイクル率 (人口10万人以上50万人未満の市)</p> <p>全国2位 東京都小金井市(44.8%) 全国3位 東京都国分寺市(44.5%)</p>	<p>H26年度～H28年度 全国3位 H29年度 全国2位 H30年度～令和3年度 全国1位</p>
--	---

リサイクル率

鎌倉市 人口172,428人 リサイクル率56.7%

逗子市 人口 59,609人 リサイクル率45.9%

葉山町 人口 31,431人 リサイクル率49.6%

神奈川県平均 リサイクル率24.4%

1位：鎌倉市 2位：葉山町 3位：逗子市



出典：令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

18

戸別収集について



19

戸別収集の実施について

必要性と意義

クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減

- ・高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出し労力を軽減
- ・クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担軽減

ごみの減量

- ・個々の世帯が分別を意識して自宅前にごみや資源物を排出することで更なる減量、資源化に繋がる

今後、益々高齢化やライフスタイルの多様化が進展した場合にも、安定かつ継続的なごみや資源物の排出と収集を確保しなければならない

20

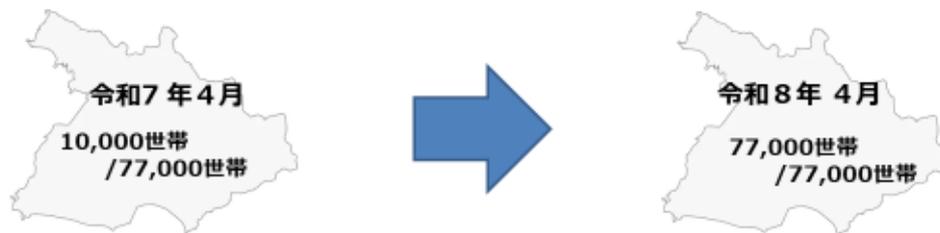
具体的な進め方

対象品目は



から開始します

令和7年4月に1万世帯から開始し、
令和8年4月から全市に展開します



21

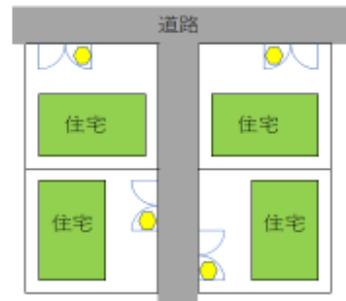
戸別収集開始時までには準備していただくこと

ごみを出す際に使用する動物対策用として蓋つきのごみ箱、衣装ケースなどをご用意ください。



出し方の例は次のとおり⇒

ご自宅の敷地内で道路に面した排出場所を確保してください。



出し方の例



3. ケアラー支援条例の制定 について



鎌倉市ケアラー支援条例

家族の介護や援助を担うケアラーが、
自分らしく生きる機会を失う可能性があること
一人で悩みを抱え心身を疲弊させ、
社会的に孤立する可能性があること

を背景に、
すべてのケアラーが安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指して施行（R6.4.1）

ヤングケアラーへの配慮

- 本来大人が担うと想定されている家族へのケアの責任や重い負担で、こどもの権利や利益が損なわれたり、心身の健やかな成長・発達、適切な教育の機会の確保に支障がでないよう特に配慮する。

若者ケアラーへの配慮

- 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担で、若者の学習の継続や職業選択の機会の確保に支障が出ないよう、また、適切な自立が図られるよう特に配慮する。

ケアラーへの切れ目のない支援の必要性

- ケアラー支援は、年齢を理由に支援が途切れることのないように、ライフステージの変わり目を意識して、年齢を問わず切れ目なく行うことが必要。

ケアラーへの包括的な支援の必要性

- ケアラーへの支援施策を充実させたとしても、ケア対象者への支援が不足しては一人ひとりのケアラーにかかる負担は軽減されないため、家族一人ひとりを支援する視点を持ち、ケア対象者への取組も含む包括的な支援を行うことが必要。

26

■ ケアラー支援に向けた取組

- ①（新）リーフレット、支援ガイド、サポートリストの作成
- ②（新）ピアサポートの運営及び運営補助
- ③（新）ヤングケアラーの居場所の開設
- ④包括的支援体制の推進（福祉4分野と地域づくり分野の連携による重層的支援体制整備事業の実施）
- ⑤（新）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業によるケアラーへの伴走開始
- ⑥（新）ヤングケアラーコーディネーター・スーパーバイザーの配置
- ⑦スクールソーシャルワーカーの拡充、教育相談員の拡充
- ⑧（新）障害者支援アプリの導入
- ⑨子育て家庭に導入している家事支援・配食支援の拡充
- ⑩生活困窮者家庭への学習支援・フードバンクの取組

27

ケアラーのこと、どこに相談したら



よいか、わからない時は・・・

整理できてないけど話をきいて欲しい！！

「くらしと福祉の相談窓口」(本庁舎3番窓口)

TEL(直通) 0467-61-3864 (内線) 2503 2504



お気軽にご相談ください

- ケアラー支援統括(福祉総務課 福祉政策担当)
TEL(直通) 0467-61-3436 (内線) 2653 2496 (本庁舎4番窓口)
- ヤングケアラー支援(こども家庭相談課)
TEL(直通) 0467-61-3751 (内線) 2676 (本庁舎42番窓口)

28

4.支所を活用した防災対策 について



29

これまでの災害時の対応

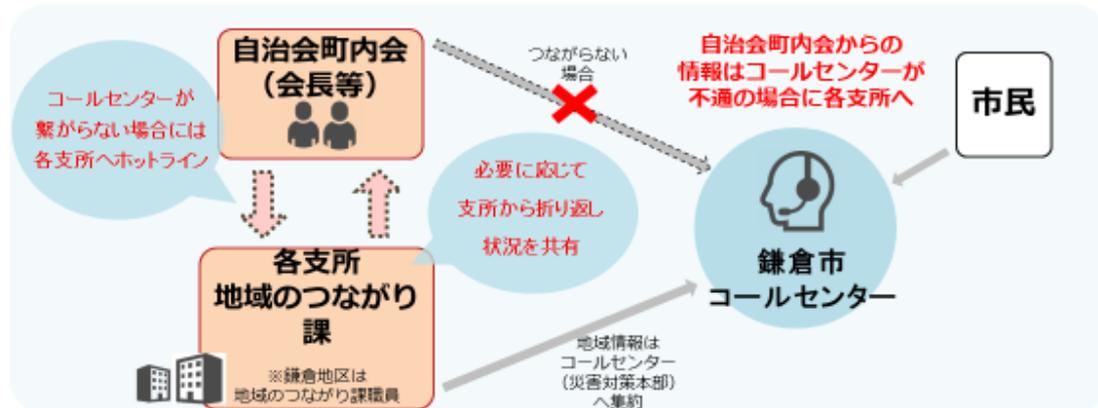


課題点

- 規模の大きい災害時には、市内の様々な情報がコールセンターに集中し、ふさがってしまうことから、自治会町内会からの重要な情報が市に伝わりにくいこともある。
- コールセンターに入った情報は、基本的に通報者への折り返しの連絡はないため、状況の確認の通報をしても、自治会町内会に対して返答ができない。

30

今後の災害時の対応

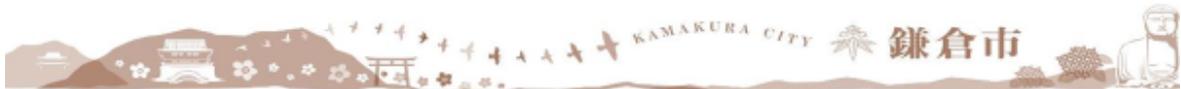


支所を活用した防災対策

- コールセンターが不通の場合には、災害時に出勤している各支所（鎌倉地域は、地域のつながり課）へ電話連絡が可能。
- 連絡を受けた支所職員及び地域のつながり課から、災害対策本部へ情報共有。
- 必要に応じて連絡を受けた自治会町内会へ、各支所及び地域のつながり課から状況を折り返し共有。

31

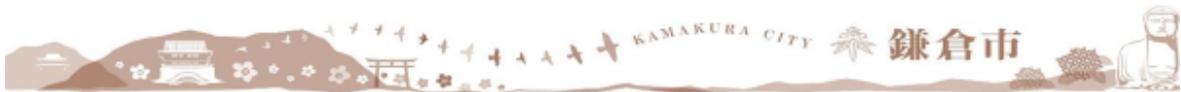
5. 多様な学びの場づくりについて



○ 鎌倉市の不登校の状況

- 鎌倉市でも全国と同様に不登校児童生徒数は増加傾向。





○ かまくらULTLAプログラム

学校になじめない子供の個性や特性を科学的に把握して、自分にあった学び方でその個性・特性を最大限発揮させてあげることで、そうした子供たちの真の自立につながるのではないか



令和3年度から
「かまくらULTLAプログラム」を実施



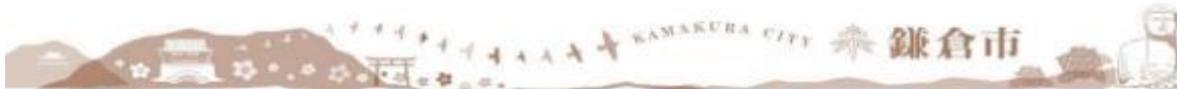
海のプログラム (2023年9月17日・18日・24日)



森のプログラム(2023年10月9日・22日・28日)



36



○ 学びの多様化学校（不登校特例校）の開校

鎌倉市立由比ガ浜中学校(仮称)令和7年4月開校予定



37

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【鎌倉地域（東地区）】

<山王台自治会 岩田会長>

市役所移転問題についてお聞きしたいのですが、位置条例の否決という話があり、住所を移す条例という説明があったのですが、住所を移すだけではなくて、本庁舎をどこに置くかという意味合いの下、地方自治法第4条に基づく非常に重い条例なので、これは特別多数議決で3分の2の賛同が得られなかったもので、否決と。今年の2月の議会は基本設計が可決されましたが、これは単純な過半数議決なので、そのまま可決されたということで、今、市役所や支所に基本設計の事業者からの提案概要書が展示されておりまして、ホームページにもアップされて、市民意見を今募集していて、第一次審査によいよ入るといって段階になっていますが、市長の説明ですと、市民に新しい市役所のイメージを具体化して、理解、納得を高める必要があるということですが、私が聞きたいのは、既成事実はどんどん進んでしまうのですが、この位置条例自体が可決されないことには、地方自治法上では市役所移転はできない。これがない中で基本設計、そして今度は詳細設計になりまして、その後はよいよ着工ということになります。

一方の事実がどんどん進んでしまっていることに対する懸念があるのですが、地方自治法上からいって、市長のお考えとしては、この既成事実を進めることは問題ないのでしょうか。既に住民からも、152人による住民監査請求が提起されておりまして、要するに、予算の執行に関して違法性があるのではないかとということに監査委員にぜひ調査して勧告してもらいたいという趣旨なのですが、一方で位置条例は否決されていて、一方で設計予算は可決されているという、非常にねじれた議会の判断になってしまっているわけですが、大本の位置条例が可決されていないままでは、大手を振って市役所移転というのは進められないはずなのですね。

今出しても、この反対10というのが覆りませんから、結局は通らない状況なので、この大本の条例の承認がないまま、市役所の設計、着工が進んでしまうと、これは総務省にも確認をしたのですが、否決のまま進んだという事例はないと。位置条例を出さないで着工まで行ってしまった事例はあるのです。しかし、これはほとんどが賛成という中で、しかも便利な場所に市役所を移転することだったのですから、市長が出すのを先延ばしにしてしまったという事例なので、議決がないところでやったのもあるのですが、否決というのはもう全くこれを承認しないということですから、そういう中でここまで行ってしまった事例はないので、そこら辺は市長としてはどうお考えなのか。

やはりきちんと手続を踏んでやっていただきたいというのが市民感情だと思います。議会では、大本の条例は否決されていますから、設計まで行ってしまうのはちょっとやり過ぎではないかという意見があるのですが、ぜひ市長のお考えをお聞きしたいと思います。

<松尾市長>

御指摘ありがとうございます。そのところは確かに非常に悩ましい部分ではございます。我々としてもここで完全に立ち止まることも可能性としてはないわけではないですし、どう進んでいくかというところを散々悩みましたし、その検討を多方面からしました。

まず、この話は、今の市役所は災害があったときに職員が継続して仕事ができることが難しくなるという可能性を指摘されてスタートしています。ですので、我々として、それは多くの市民の皆さんに御迷惑をかけてしまうこととなりますから、それは避けなければいけないということでこの問題をスタートしています。耐震補強をするにしても、今よりもブレースを多く入れなければいけなくて、

市の職員の働くスペースが少なくなってしまうから、これはもう現実的ではない。では、ここで建て替えられるのではないかということも検討してきた中では、繰り返しになりますけれども、ここは高さ規制が10メートルというところがあります。それがもしクリアできたとしても、埋蔵文化財の問題があって、御成小学校のときに大問題になりましたけれども、大変貴重な埋蔵文化財があって、これを壊せないで、御成小学校はベタ基礎でやっています。このような状況を踏まえ、この場所で建て替えることができないので移転をさせていただくという結論を出しました。

どこに移転するかということも、複数の候補の中から深沢になったわけなのですけれども、では、そこまで戻ってもう一度議論したところで、決して我々が恣意的に移転をしたいということを出している結論ではありませんから、何回見直しをしても同じ結論が導かれます。そういう中からすると、きちんとそのことを理解していただくこと、まずは、なぜ移転をしなければいけないのか、この場所では駄目だったのかを御理解いただくことを繰り返しやりながら、あと、もう一方では、市役所をつくるなんて無駄ではないかと、福祉にお金をもっと使ってくれというお声をたくさんいただいています。それはもう本当にそのとおりで、我々も福祉を削ってまでやろうとは決して思っていないで、ただ、新しい市役所をつくらないと機能しないので、最低限これはやらなければいけないことですから、その機運をきちんとまたつくっていかねばいけないということがあります。

今回の基本設計は、どういう市役所をつくらうとしているのか、それはただ単に行政だけがよくなるということではなくて、市民の皆さんにとってもきちんとメリットのあるものをつくっていくことを御理解いただくために、目に見える形でそれをお示ししたいということで進めさせていただいています。

現時点では、まずはこの基本設計を進めさせていただくということで、これは決して違法なことではないことを確認しながら進めているものになります。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私自身が鎌倉で一番古い地区計画地区に住んでおりますけれども、この地区計画というのは、行政が主体でやるものですか、それとも開発事業者なり住民が主体でやるものでしょうか。

<松尾市長>

これは住民の皆さんが主体になってやっていただくことが望ましいものです。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私どもの自治会は、この地区計画地区と、あとは浄明寺6丁目のほとんどが建築協定の地域です。消防署の浄明寺出張所の近所とかまくら幼稚園の近所だけが建築協定区域外になっておりますけれども、建築協定も鎌倉で一番古い地域なので、現状にそぐわない部分もかなり出ております。

建築協定については、100%の賛成がないと変更できないことになっているはずですよ。たしか50%以上の賛成で建築協定をやめることができるはずですが、建築協定をやめて、それを地区計画地区に変更することは割と簡単にできるものなんでしょうか。

<松尾市長>

手続としては別々になります。地区計画を指定する上で求められるものの一つとしては、3分の2以上の権利者の同意です。この要件を満たしていることがまず必要な条件になってまいりますので、地権者の皆さんで基準以上の合意を取っていただければ、市として手続を進めていくか判断すること

になります。

<山王台自治会 岩田会長>

災害時のコールセンターの件ですけれど、前は自治町内会長に市の職員の、どこの課になるかは様々でしたけれど、担当を一人決めて、災害時に自治町内会長の家に定期で連絡が来たのですね。それをやめて、今度はコールセンターという市長の説明でしたけれど、今回、秋田や山形で大洪水が発生していて、ああいう状況ですが、鎌倉の場合、台風が襲ったときに、前は市の職員と個別の自治町内会長との連絡体制があつて、私もそのときに非常に心強かったのですね。特に夜中、雨が降り続いて、うちのところは土砂災害警戒特別区域なのですけれど、職員から、今どうなっていますか、裏山は大丈夫ですか、電柱は大丈夫ですかという連絡がしょっちゅうあつて、その中で、実は鎌倉地域でも孤立しているところが発生しました、西御門のところが土砂災害で通行止めになっていますという状況も教えてくれましたし、ある町内会では電柱が倒れているようですという情報をいただいて、うちのところは杉の木2本が電線に倒れかかって、もう少しで電線が切れそうだったといった報告もさせていただいて、市のほうからまた折り返しで、今こんな状況ですという話があつて、非常に心強かったのですね。3時間か4時間置きぐらいに、たしか、夜中も電話をいただいていたのですね。

今度はコールセンター体制になったというのですが、市長にお聞きしたいのは、その場合、地域のつながり課が我々の担当だということなのですが、今回東北地方で発生した豪雨のような場合を想定して、夜中にすごい雨が降り続いて危険な状況になっているときに、夜に外へ避難するのは危険なので、自治町内会長のところに市からそういう連絡があると非常に心強いのですけれど、夜中の市と自治町内会長との連絡体制というのは取れるのでしょうか、それはやはり無理で、昼間の時間帯の支援体制ということなのでしょうか。

<松尾市長>

台風ないし豪雨については、あらかじめ予測が可能な場合が多いものですから、その場合は職員が夜中でも当然出勤しておりますので、連絡はつくことになります。ただ、大地震が夜中起きたときには、起きてから職員が参集するという形になっていきますから、そこはずれがあるとは思いますが、これも。

<市民防災部 永野部長>

市からの情報発信につきましては、夜中に電話をするということ自体、あまり現実的ではない部分もあろうかと思えます。町内会によっては、遠く離れたところでの被害だったりするなど、夜中に電話をしてもあまり意味がない場合があろうかと思えます。また、電話に出られない方もいるかと思えますので、市からの情報につきましては、できるだけ市の防災メールに登録していただいて、それで取るとか、あと市のホームページ、またはLINEなどで情報を発信してまいりますので、できるだけそこで取っていただいて、なおかつ、会長からの連絡であれば、先ほども申し上げた地域のつながり課の職員が対応いたしますので、個々に対応できると思えます。こちらから今までみたいに夜中にお電話をかけていくということは想定してないのですけれども、情報をできるだけ取っていただける体制を取りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第2部

地域からの議題に関する懇談

06 鎌倉東-1	鎌倉ハイランド桜並木の整備
06 鎌倉東-2	(続) 消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について
06 鎌倉東-3	買物困難者、交通弱者対策について
06 鎌倉東-4	地震・津波対策
06 鎌倉東-5	住宅地における大規模な開発の問題点
06 鎌倉東-6	小町大路（小町2丁目386番1）の(株)ラ・アトレ社（事業者）によるマンション建設の件

番 号	06 鎌倉東-1
テーマ	鎌倉ハイランド桜並木の整備
内容詳細	<p>ハイランド桜並木は約50年前に整備され、その見事さが人口に膾炙し、地区住民、鎌倉市民のみならず近年は観光客も多く訪れる。また、並木道は「鎌倉市制50周年記念事業」の碑も建つ鎌倉市の文化遺産でもある。</p> <p>並木道は当自治会の「桜街路樹愛護会」を中心にその維持管理に努めている。しかしながら桜樹木の老木化も進み、最近では老朽木の突然の倒壊や枯れ枝の散乱が著しく、とても素人集団のボランティア活動では維持管理は困難な状況になっているのが現状である。</p> <p>同じ環境下にある逗子ハイランドでは、数年前より逗子市（担当課：都市整備課）と10回以上の会合を重ね、樹木医の診断に基づき令和5年度より「不健全」木の伐採と植樹がスタートしている。</p> <p>鎌倉市においても、早急にハイランド桜並木の再整備を推進していただきたい。</p>
担当部課	都市整備部 道水路管理課 都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等	
<p>ハイランド住宅街路及びハイランド市境街路の街路樹については、職員による目視点検を行っております。</p> <p>令和4年度に街路樹剪定士の資格を有する事業者を高木剪定を委託した際、倒木等の可能性がある樹木についても、併せて調査しています。調査により報告を受けた樹木については、今後、該当樹木の伐採等の対応を行っていきます。</p> <p>また、伐採後の植樹について「桜街路樹愛護会」をはじめ、地元の方々と相談しながら検討していきます。</p>	
添付資料	

(1) 鎌倉ハイランド桜並木の整備について

<松尾市長>

現在、職員によって目視点検を行っているところです。また、調査もしております。桜街路樹愛護会をはじめ、地元の方々と綿密に連携を取り、御相談をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

個々の対応については、みどり公園課を中心にやっていただいております。それで、桜道の全体の管理と申しますか、例えば歩道を含めた道路、ここに桜が立っているわけですが、これは道水路管理課の管理下にあるわけですね。桜の木そのものは、さっき言ったようにみどり公園課のほうが管理なさっていると。それから、電線にかかる樹木、これは桜並木にかかわらず、緑地もそうですけれども、これは東電なりNTTが管理していると。だから、その伐採等についても、東電に頼んでくれとか、NTTに頼んでくれという、要するに総合的な管理がどうもややこしい。倒れそうな木があったら、道水路管理課は、これはもう危険だから、ぜひみどり公園課に頼んで切ってもらってくれと。みどり公園課に頼んだら、切ってはくれるのですけれども、この後に桜を植えてくれるのと聞いたら、それは予算もないしできませんという答えなのですよ。だから、総合的な管理をぜひお願いしたいというのがこの趣旨でございます。

逗子の例を紹介しておきますと、逗子も同じような環境で桜並木があって、逗子のほうが鎌倉より開発がちょっと早かったのですけれども、ハイランド全体で桜並木の景観を維持しているわけですが、逗子側もかなり老木化が進んでおりまして、何年か前から市と逗子側の自治会が協議を重ねまして、桜並木の管理をやってもらっているようでございます。

それで、私も逗子市のほうに問い合わせたところ、逗子市で総合的に管理しているのは、環境都市部都市整備課だと。樹木医に頼んで、桜の状態を4段階に分けて、順番に健全か健全でないか、これは目視で今、鎌倉側もやっていただいているところでございますけれども、もっと細かく樹木医に依頼して、きちんと調べてやっていただいています。逗子市も予算が十分にあるわけではございません。

昨年の実績で言いますと、去年から実際の伐採と植樹が始まっておりますけれども、去年は35本の桜を伐採して、植えたのはたったの10本です。徐々にやっていくと。いつまでの予定、計画でおやりになっていきますか。回答では、市も予算がなかなか取れないので、いつまでということはお答えできませんし、いつまでかかるか分かりませんということでございましたけれども、逗子側は計画的に進めております。話が始まったのは2022年ですから、そんなに古い話ではないのですけれども、地元側と14回の会合を重ねて現在に至っている状況でございます。よろしく願いしたいと思います。

番 号	06 鎌倉東-2
テーマ	(続)消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について
内容詳細	<p>表記につき、令和5年度のテーマとして、近隣住民が有効利用できるコミュニティプラザへの整備、「医師会地域医療センター」の材木座からの移転等を提案した。</p> <p>それに対し所管課からは、施設の跡地は売却や貸付を基本とし、当該地については地域に資することなどに配慮するとの回答であった。</p> <p>しかしながら当該地は昭和50年に西武鉄道(株)より寄贈されたもの(法務局確認済)であり、その趣旨は西武グループがハイランド地区をデベロップメントするにあたり、当該地を居住者に資する形で活かして欲しいとの意志だった筈であるので、その意志に沿ってほしい。</p> <p>また当該地は令和3年に「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。跡地がどのような形になるにせよ、後背地に擁壁を施すことを要望する。</p>
担当部課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等	
<p>公共施設の老朽化が進み、今後集中して必要となる施設の建替えや改修などに係る多額の費用確保が課題となっていることから、将来に渡って公共サービスを維持していくため、公共施設再編の取組を進めています。</p> <p>公共施設再編の取組では、施設の建替えなどの更新の際には、複合化・集約化などを行うことで、施設に係るコストや施設面積の削減をするとともに、施設跡地については、売却や貸付を行い、その収入を施設の整備や維持管理費など公共サービスの提供に必要な経費の原資に充当していくこととしており、浄明寺出張所の移転後の跡地についても、この方針に沿って、売却や貸付による利活用を検討していきたいと考えています。</p> <p>しかしながら、売却や貸付により利活用をする際には、地域に資する形での利活用が図れるかなどを検討していきたいと考えています。</p> <p>また、土砂災害特別警戒区域に指定されていることへの対策についても、跡地の利活用と含めて検討していきます。</p>	
添付資料	

(2) (続) 消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について

<松尾市長>

こちらにつきましては、公共施設再編計画の中で消防の再編ということをさせていただいております。浄明寺出張所の跡地については、売却や貸付けによる利活用という計画での位置付けになっておりますけれども、この間も色々と地元からの御意見を伺う中で、売却や貸付けにより利活用を行う際には、地域に資する形での利活用が図れないかなどの検討も併せて、慎重に行ってまいりたいと考えております。

また、土砂災害特別警戒区域に今は指定されているということですから、この対策は必ずやらなければなりませんので、跡地の利活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

この消防署出張所の跡地の利活用については、昨年度もテーマとして出させていただきました。昨年は、私どもハイランド自治会としての提案でございましたけれども、今年度は十二所町内会と浄明寺町内会の御賛同を得まして、共同提案ということにさせていただきました。

昨年、この消防署出張所の土地の取得についての経緯を教えてくださいということで質問をさせていただいたはずなのですが、そのときは、特によく分からないということだったので、私どもで法務局に行って調べた結果、ここにも書いてあるように、昭和50年度に当時の開発の主体でございました西武鉄道から寄贈されたものだということが分かりました。寄贈された趣旨は、居住者に資する形で生かしてほしいという意志だったと思いますけれども、その辺の確認は取れておりません。

西武鉄道から寄贈された土地なので、法的には現所有者である市がどう売ろうが貸付けしようが全然問題ないとは思いますが、跡地の利活用に関しては、ぜひ西武鉄道の当初の寄贈された意図を十分にお酌みいただきたいと思っております。

それから、地域に資する形での利活用が図れるかなどを検討していきたいということですが、この検討という言葉ですけれども、我々一般人から見ると、行政、お役人様が検討するということは、これはあくまでも一般論でございますが、何もしないということだと私どもは理解しております。鎌倉市はそういうことのないようお願いしたいと思います。

番 号	06 鎌倉東-3
テーマ	買物困難者、交通弱者対策について
内容詳細	<p>わが自治会内も高齢者が多く、買い物や病院へ行くのにタクシーを利用しているケースが目立つ。野菜の移動販売が毎週行われるようになり、喜ばれている。</p> <p>買い物困難者、交通弱者へのサポートについて市でも対応をもっと練ってほしい。乗合タクシーやオンデマンド交通など検討しているか教えていただきたい。</p>
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

高齢化の進展に伴い、人々の移動が困難となってきた状況は鎌倉市に限らず、全国的な潮流となっています。

特に本市では、谷戸や山を切り開いた坂の上に住宅があり、住民の高齢化に伴い移動が困難となり生活する上で課題として顕在化してきていることは認識しています。

こうした中、市では道路が狭い交通不便地域において、AI オンデマンド方式による実証実験を実施しましたが、利用者が少なく費用面など事業の成立性に課題があり、運行は実現していません。

今後も、移動が困難な地域で、どのようなサポートが可能かなどについて検討してまいりたいと考えています。

添付資料

(3) 買物困難者、交通弱者対策について

<松尾市長>

現在、高齢化の進展に伴いまして、移動困難な方が課題になっております。特に鎌倉は山や坂が多いことから、こうした問題に拍車をかけているところです。今、バス便も減少している、もしくは廃止が検討されているということも、鎌倉市全体の中で起きておりまして、今までバスがあったからできたことができなくなるということもございます。

現在、こうした課題を踏まえまして、鎌倉市全体をどうしていくかというところの中で、地元の御協力をいただきまして、二階堂・浄明寺地域で実験をしてきたという経過がございます。この中では、なかなか利用される方が少ない状況などもございまして、費用面などを含めた事業の成立性という課題と、既存交通との課題というものの調整がまだ十分にできていないという状況がございます。

ただ、これは本当に解決していかなければいけない課題でございますので、まずは、二階堂・浄明寺地域の皆さんと話をさせていただきながら、課題解決に向けた答えを何とか導き出したいところが一つと、あともう一つは、それ以外の手法で、福祉の車両を使った移動交通ということも、これは二階堂・浄明寺地域でもやっていたいておりますし、ほかの地域でもやっているところがございます。こういう活用の仕方なども加えながら、どのような形で移動困難が解消できるかを検討している状況です。

<山王台自治会 岩田会長>

今、市長から回答がありました。私のほうのもう一つの問題に対する回答がないので、それはどうということかという、交通問題で、例えばオンデマンド方式による車両だとか、福祉車両を利用するとか、色々あるのですけれど、それ以外の方法として、例えば我が地域では、今、移動販売の八百屋が来るようになりました。これは市の地域包括センターが窓口になりまして、うちのほうですと、海蔵寺の近くの駐車場に野菜と果物をトラックに積んだ移動販売が来ているという連絡が包括センターのほうから来まして、私のほうでその車両を運行している八百屋に連絡を取りまして、うちの山王台のほうにも上がってくれないかということをお願いした結果、毎週水曜日にうちの山王台広場とその下のところに来てくれるようになります。要するに交通問題で、自分で出ていくという形だけではなくて、地域に移動販売で来てくれるということが昔は結構あったのですけれど、最近はなくなっています。お年寄りは今、生協なんかを取っている人がたくさんいますけれど、そうではなくて、品物を自分で選んで買って、しかもそこで買いに来た人と会話が楽しめるという買物のやり方をむしろ喜んでいるので、非常に良い形なのですね。毎週水曜日を楽しみに待っているお年寄りがうちの町内会ではたくさんいまして、これは非常に良い試みで、これに対する市のサポートをもっと積極的にしていただけないかという意味での質問もあります。それに対する答えがないものですから、ぜひ検討していただきたい。

できればこの八百屋だけではなくて、例えば魚屋とか、ほかの移動販売も来てもらおうと、あるいはスーパーそのものが車に積んで移動販売してもらっても良いのですけれど、そういうのがあると、お年寄りは自分で選んで買えますから喜ぶし、地域に来てくれるので、車を使って町中へ出ていく必要がないということで、非常に良い形なのですね。今泉台の方では、空き店舗を利用して町内会でお店を始めるといった試みもやっているという話を聞くのです。ですから、そういうことのサポートなども含めて、地域の買物弱者のお年寄りのために売りに来てくれるとか、その市の支援体制ですね。

うちなんかの場合、苦労したのは、八百屋が来てくれるのは良いのですけれど、車を止める場所で、山王台広場がみどり公園課の所有地なものですから、みどり公園課に行って、週1回15分から20分

らい車を止めて売りたいのですけれどという話をしたら、いや、それは許可が要りますということで、申請書類を正式に出して、しかも、それに対する減免の申請書も出してという手続が必要だということが分かって、頭を抱えた部分がありまして、そういう問題なども含めて、市の土地に移動販売が来ることにに対するサポートなども含めて、支援体制を市のほうでもっと積極的にしていただきたいという意味も込めて、今日このテーマを出させていただいたのですね。

まちへ出るという、まず足の問題の対策というのも必要だと思います。それから、逆に売りに来てくれることに対する市の支援体制、その両輪で対応していくと、なかなか良い試みができるのではないかと思っております、ぜひ地域包括センターも含めた市の支援体制の構築を検討していただきたいという意味での質問でしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。山王台に移動販売車をさらに延ばしていただく交渉などをしていただいでいて、とてもありがたいと思います。市としても、できることについては支援をしてまいりたいと思いますので、今後も継続してそこはぜひよろしくお願ひいたします。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私どもも非常に買物では困っております、私どもの自治会内は全部住居専用住宅でございまして、お店が1軒もございません。500戸ぐらいですけれどね、全部で。逗子ハイランドは大体1,300戸ぐらいあって、スーパーとしては西友がございまして。一番近いのは西友なのですけれども、西友はデリバリーサービスを全くやってないのですよ。東急ストアとか逗子のスズキヤはデリバリーサービスをやっていますけれども。

それで、色々と考えまして、清寿苑という特養がございまして、そこの送迎の空いているバスを利用させていただいて、運転手も向こうでやっていただいているのですけれども、時間を決めて、買物の後に西友前からバスを利用していただくという買物支援バスというのを、コロナ禍のときは3年ほど途絶えましたけれど、やっております。

それから、もう1件は、逗子のスズキヤと話し合って、それも逗子ハイランドと共同で色々協議しまして、これは週に2回ですけれども、火曜日と金曜日、逗子側の場所と鎌倉側の場所を決めて、スズキヤの移動スーパーというので買物支援をやっておりますけれども、私どもも一番困ったのは、駐車する場所なのですよね。逗子側は、先ほどお話した特養の敷地内で止めたりしております。鎌倉側はないものですから、自治会の役員の方の空きガレージを利用させていただいていると。公園も考えたのですけれども、今、岩田会長がおっしゃったように、なかなか手続がややこしいということもございまして、困っております。

<都市景観部 古賀部長>

公園の土地で申請という話がございましたけれども、申請の内容ですとか説明につきましては、窓口のほうでしたいと思っております。例えば年度当初に1回ですとか、そういう形でもし申請ができるのであれば年に1回で済みますので、あとは定型的な内容になってくるかと思っておりますので、その辺はこちらも柔軟に対応したいと思いますので、御相談いただければと思います。

番号	06 鎌倉東-4
テーマ	地震・津波対策
内容詳細	<p>上記テーマに関し、市がどのような対策をとっているか。例えば①幼児、子供の避難訓練の回数、②危険木の伐採、③AEDの配布状況/使用教育、④建物</p> <p><補足説明></p> <p>能登地震を見てもほとんどの家屋が耐震補強をしていなかったと思われます。鎌倉も耐震補強に補助金を出しているのにも拘らず、多くの方が補強をしていません。金がない、面倒くさい、自分の生きている間に地震も津波も来ないという理由です。</p> <p>このまま行けば能登と同じことが起きます。怖いのは一部の家が崩壊し火事を引き起こし地域が火の海となることです。真面目に耐震補強あるいは耐震の新築をした人々も災害に巻き込まれるということです。町内会ではこの問題は扱えません。市としての喫緊の課題と考えます。</p>
担当部課	<p>こどもみらい部 保育課 教育文化財部 教育指導課 都市景観部 建築指導課 都市景観部 みどり公園課 消防本部 警防救急課</p>

議題に対する回答等

①鎌倉市立保育園では、災害時に安全に避難することを目的として、避難消火訓練計画を作り、地震や火災などを想定した訓練を毎月実施しています。令和5年度は4園で合計62回の訓練を実施しています。

鎌倉市立小中学校では各校の実態に応じて、火災、地震、不審者、津波、保護者への引き渡し等を想定して、避難訓練を実施しています。年間、小学校で5回程度、中学校で3回程度実施しています。（不審者対応訓練、保護者への引き渡し訓練は主に小学校で行われています）

②危険木の伐採については、「鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成事業」及び「民有緑地維持管理事業」により、伐採等に係る費用について資金助成を行っています。

また、市有緑地では、枯損木等の危険木を調査し、緑地維持管理計画に基づき伐採を進めています。

③消防本部で契約しているAEDは公共施設に88台、市内コンビニエンスストアに56台を設置し、定期的に点検を実施しております。今年度中にリース契約の更新を行い20台増台する予定です。さらに神奈川県施設や交番等にも設置が進んでいるほか、鎌倉市救急協力事業所として122事業所AED168台が登録されております。

講習会(使用教育)は毎月1回消防署で定期救命講習会を開催しているほか、事業所や団体等の要望に応じて職員を派遣して救命講習会を実施しております。

また、119番通報時、オペレーターが心肺蘇生法やAEDの使用方法を電話で伝えております。

④地震等の災害に備えて市民の安全を確保するため、建物の耐震化促進は重要と考えています。そのため、昭和56年(1981年)の新耐震基準以前の木造住宅について、窓口耐震相談、現地耐震診断、耐震改修工事費補助を実施しているところです。引き続き広報かまくらやホームページへの掲載、チラシ配布等により、啓発と制度周知を行い、耐震化の促進に努めてまいります。

添付資料

(4) 地震・津波対策について

<松尾市長>

1番目の幼児、子供の避難訓練の回数というところです。まず、保育園では、毎月訓練を実施しております。また、小・中学校では、各校の実態に応じて避難訓練を実施しております。年間、小学校で5回程度、中学校で3回程度実施をしているのが現状です。

次に、2番目の危険木の伐採についてですけれども、助成制度、金額も充実をより一層させていただいておりますので、ぜひ御活用していただきたいというところです。

それから3番目ですが、AEDにつきましては、公共施設に88台、コンビニエンスストアに56台を設置しており、これは消防本部のほうで一括して契約をしているものになりますので、定期的にこれを点検しているという形になります。今年度中にさらに20台増やす予定になっており、そのほか、県の施設や交番など、122事業所に168台が登録されている状況になっております。

講習会につきましては、消防のほうで定期救命講習会を開催しているほか、御希望があれば、消防職員がお伺いして救命講習会というのも実施できますので、ぜひ御要望がございましたらお問い合わせいただければと思っております。

最後に、4番目についてです。建物については、新耐震基準以前、昭和56年以前の木造住宅について、相談窓口、耐震診断、それから改修工事の補助を実施してございますので、御活用いただければと思います。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私どもの地域は消防署ではなくて、消防署の出張所でございますけれども、海拔は35メートルございます。ぜひ跡地を津波等の避難所としても活用していただければと思います。

私どもの避難所は第二小学校になっておりますけれども、私どもの地域から第二小学校に行くといったら大変なことなのです。だから、避難所へ行かないのが一番良いよと、半分冗談ですけども、言っているぐらいなので、地元の浄明寺や十二所を含めた避難所として、ぜひ跡地の活用をお願いしたいと考えております。

<十二所町内会 角田会長>

危険木の伐採について色々とお願ひしたいと思っておりますが、昨日も、朝比奈に行く途中に三郎の滝というのがあるのでございますけれども、そこで、底が埋まるぐらいの倒木と土砂崩れがありました。その連絡は市役所のほうにも行っていると思っております。あともう一つは、子供たちに川遊びをさせようということで、小さな大刀洗の源流に近いほうですけれども、実際に今月の初めに計画して、周りを皆さんできれいに刈って、子供たちに楽しんでもらおうと思ってやったのですが、当日を迎える前にそこで倒木と土砂崩れがあって、結局イベントが実施できなかったことがありました。

太い大きな木がナラ枯れして何年かたっているもので、かなり倒れる可能性が高いのです。また、十二所のテニスコートの裏側のところでも、つい最近高台に上る機会があつて見たら、やはり倒木と崖が崩れている。そういうのが十二所地区で非常に多いです。

今一番気になっているのが、朝比奈峠を越える旧道です。その両サイドの崖がかなりえぐれていて、その突端にもすごく太い木が生えているところがあつて、色々連絡はしているのですが、頭上危険という看板だけで、それではちょっと対応しきれないのではないかと考えていますので、そういうところに対する対応を考えていただければと思っております。

<松尾市長>

今もう御連絡をいただいているということですので、こちらでもきちんと確認をさせていただいて、対応したいと思います。

<十二所町内会 角田会長>

大刀洗のところは、翌日に来て、道路のほうの処理だけはされているのですが、大体80センチぐらいの太いものが10センチぐらいの藤のつるで支えられて乗っているような状態で、またそのつるが切れば、道路まで落っこちてしまう状態なので、そういうのを含めて対応を取っていただければと思っています。通行だけは一応確保されています。

番号	06 鎌倉東-5
テーマ	住宅地における大規模な開発の問題点
内容詳細	<p>数年前、小町2丁目辻説法に面した所に住宅何軒分か（約620坪）が更地になり、古くからの桜や木々が見事になくなってしまった。ところが4階建てのマンション計画は近隣住民の反対で中止となり、今また2階建てだが全面地下駐車場マンションの計画があり、近隣住民は不安に駆られている。広大な住宅地で地下を掘ってしまうと地下水の流れが変わり、近隣の井戸に影響が出ないか。また大量の土を運び出すのに、事故の多い小町大路（辻説法通り）が渋滞や危険にさらされるのでは。長く連なったマンションではなく、庭や緑、風通しを大切にし、古都鎌倉らしい景観を重要視した計画を推奨し、木々を切ってしまったら必ず植える。その前に切らなくてもいい木々は大切に残すなど、住宅地における開発について、市からも監視・ご指導をお願いします。</p> <p>また、小町3丁目ではお寺さんの土地（合計約450坪）にもかかわらず、借地権付きで売りやすくする為か、やはり日本庭園のようだった庭や垣根がすべて切られ更地に。北条ゆかりの地もまったく風情がなくなってしまった。（せせらぎを挟んで反対側は歴史的風土保存地区）</p> <p>鎌倉は不動産バブルなので、業者さんはどんな所でも地上げして土地を売りたい開発したい。でははたして住民のため鎌倉の為に必要なのか。大切なことは何なのか。自然と人との共生。守っていただきたいものです。</p>
担当部課	まちづくり計画部 土地利用政策課 都市景観部 都市調整課

議題に対する回答等

市では、鎌倉市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）において、開発区域が300平方メートル以上の開発事業を行う場合は、近隣住民へ周知する手続を行っています。

その中で、開発計画を把握するとともに、近隣住民の皆様からご意見等をいただいた場合は、事業者へ伝えております。

また、まちづくり条例の手続き終了後は、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」といいます。）の規定による手続を行うこととなり、当該手続の中で、周辺にお住まいの方々への計画説明を義務付けるとともに、要望に応じて説明会を開催することとしています。

当該規定による説明を通じて、掘削による地下水位の変動や、土砂の搬出車両の台数・作業時間帯等、工事に伴う安全性の確保等に関する内容について周辺にお住まいの方々へ分かり易く説明を行い、理解を得るよう事業者に対して指導を行ってまいります。

緑化については、開発事業条例の基準に基づき、敷地面積の20%以上を緑化することとしています。新たな計画において、緑の量を確保するとともに、周辺環境に配慮した植栽計画の指導等を行ってまいります。

なお、小町三丁目の物件については、まちづくり条例に基づく届出がなされていないため、具体的な場所はわかりかねますが、届出があった際は、まちづくり条例に基づき、住民の皆様へ開発計画の周知を行ってまいります。

添付資料

(5) 住宅地における大規模な開発の問題点について

<松尾市長>

市では、鎌倉市まちづくり条例においてこの手続を進めているところです。その手続の段階に応じて、住民の皆さんに情報を提供させていただくところや、住民の皆さんからいただいた御意見を事業者にお伝えする手続というのが、その規模によって色々と決められているところになります。

緑化につきましては、開発の条例の基準に基づいて、敷地面積の20%以上を緑化することとしているとか、これも御承知のとおりだと思いますけれども、周辺環境に配慮した植栽の計画の指導などを行っているところです。

なお、小町のこの物件につきましては、このまちづくり条例に基づく届出がなされていないため、具体的な場所が分からないのですけれども、届出があった際には、このまちづくり条例に基づきまして、住民の皆さんへ開発計画の周知を行っていくところです。

<小町三丁目フクロウ小路自治会 三矢会長>

この件を提案されたのが、小町上町明光自治会の白木会長だと思いますけれども、今日、白木会長が欠席されていますが、白木会長とは同じようなことで色々とお話しをさせていただいております。次の案件と重複しているところが多いのですが、次の課題は、私は今年の3月にこの問題を知りまして、それで提案させていただきました。今日、まさにここの開発が今進もうとしているところの会長がいらっしゃっていますので、両方まとめて、片瀬会長からまずは御説明させていただきたいと思っています。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

では、まず、6番の議題について、市長のほうからお答えをいただいた上で、両方をまとめてやるということでしょうか。

<松尾市長>

分かりました。

番 号	06 鎌倉東-6
テーマ	小町大路（小町2丁目386番1）の(株)ラ・アトレ社（事業者）によるマンション建設の件
内容詳細	<p>本マンション建設計画は、地上2階、地下1階、計10戸の高級マンションです。地下は住居スペース並びに15台分の駐車スペースとして広さ1,000㎡を5メートルの深さまで掘削する事から約5,000㎡の廃土作業が必要。その為に8トンダンプトラックが小町大路を1時間に3往復、一日当たり8時間を往来し、その期間は約4か月との事業者による説明です。</p> <p>周辺住民としては交通渋滞と通行人の安全確保の観点から、駐車スペースを地下以外に再検討しダンプトラックの往来を中止するべく説明会で求めておりますが、業者は強行する構えです。行政としてもこの地下駐車場建設を中止するべく指導していただきたい。</p>
担当部課	まちづくり計画部 土地利用政策課 都市景観部 都市調整課

議題に対する回答等

市では、鎌倉市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）において、手続を進めています。

その中で、計画の中止等を指導することはできませんが、ご懸念の土砂の搬出車両の台数・作業時間帯等、工事に伴う安全性の確保等に関する内容について、市から事業者伝えてまいります。

まちづくり条例の手続き終了後は、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」という。）の規定による手続を行うこととなります。

開発事業条例の基準は竣工時の状態に関するものであり、現在の駐車場計画は開発事業条例の規定を満たすものとなっていることから、条例の協議において計画の中止等を指導することはできません。しかし、当該手続の中で、周辺にお住まいの方々への計画説明を義務付けるとともに、要望に応じて説明会を開催することとしており土砂の搬出車両の台数・作業時間帯等、工事に伴う安全性の確保等に関する内容について、市から事業者伝えるとともに、当該規定による説明会等を通じて、事業者が周辺にお住まいの方々へ分かり易く説明を行い、理解を得るよう指導を行ってまいります。

添付資料

(6) 小町大路(小町2丁目386番1)の株式会社ラ・アトレ社によるマンション建設の件について

<松尾市長>

業者が強行する構えのこの地下駐車場建設を中止すべく指導してほしいという御要望ですけれども、鎌倉市のまちづくり条例において手続を進めている中で、その他関係法令という中の整理においても、この計画の中止を指導というところについては、行政としてはできかねる部分ではあるのですけれども、一方で、この工事に伴う御指摘の様々な懸念事項を解消していくのは確かに必要なことだと思います。

搬出車両の台数ですとか、作業時間帯ですとか、工事に伴う安全性の確保、これらにつきまして、行政としても事業者にしっかりと市民の皆さんの要望を伝えるとともに、より安全になるような指導についてはできますので、行ってまいりたいと考えております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

本件は色々論点があるのですけれども、本件というのは5番目、6番目の議題ですね。順を追って、まずは、3点お話ししたいと思います。

一つは、まちづくり条例に基づいて、市がどこまで何をすべきかということです。いただいた回答では、基本は事業者に伝えることになっているわけですが、まちづくり条例を見ますと、はっきり書いてあるのは、住民が意見を出すと。それで、事業者は、その意見の内容をできる限り反映するようにしなければいけないと書いています。ということは、単に事業者に伝えるだけではなくて、もちろん強制力はないですけれども、住民の様々な心配について、きちんと対応するように指導なり働きかけをするところまでは、まさにまちづくり条例が求めているところだし、決してそういうことは法律、条例に違反しないこと、むしろそれをやらないことが条例の趣旨に反することだと思います。担当部局の方々とお話をしても、常にそこは迷いがあるような感じがするのですね。

したがって、ぜひ市長のイニシアチブで、条例の趣旨がこうなのだから、強制力はないけれども、しっかり住民の懸念を解消するように事業者を指導する、働きかけをするべきだということで市政を運営していただきたいというのが1点目でございます。これは5番目、6番目の議題に共通する話です。

2点目が埋蔵文化財の話です。市長のほうから市役所の移転に関して、御成小学校の跡地には非常に重要な史跡があって、これは壊すわけにはいかないという御発言がありました。私は全くそのとおりだと思います。

他方、鎌倉市のこれまでの発信を見ますと、一般の民間の開発については、重要な遺跡が出た場合でも、これは記録保存、すなわち全部写真を撮って記録するのであれば、壊すのは当然であるという発信の仕方をされています。具体的には、例えば鎌倉市のホームページで発掘についての記述があるのですけれども、発掘調査は、工事によって永久に消滅してしまう遺跡について、正確な調査記録を作成して保存するという趣旨で実施するものということです。発掘でどんなに重要なものが出て、それは当然消滅させるのが前提だということがはっきり書いてありまして、それで、教育委員会のほうへ行ってお尋ねをしたときに、文化財保護法に基づく手続の流れというのをいただいたのですが、そこでも、発掘した後は着工となっているのですよ。保存の可能性は全く書いてないのです。当然事業者もこれを見てやっているわけです。

他方、文化財保護法をよく読むと、やはり重要なものについては、史跡以外の形で保存するという趣旨がはっきりしていて、これは念のために神奈川県庁にも問い合わせしましたがけれども、まさにそういう趣旨ですということでした。

それで、県内のほかの自治体のホームページを見ると、例えば平塚市については、遺跡の保存というのがありまして、これは現物保存になります。発掘の結果、史跡指定等が必要と考えられる重要な遺跡が発見されたときは、その保存について、文化庁、または県市教育委員会と協議が必要になる場合がありますとはっきり書いてあるんですね。

私は、鎌倉市が日本遺産、歴史と文化のまち、これで頑張っているというのは全く正しいと思っていて、これは鎌倉市の将来性だと思っているのですけれども、その鎌倉市が文化財保護法の趣旨に合わずに、民間については、どんなものが出てても遺跡は破壊するものであるという発信の仕方をされているのは好ましくないと思いますし、具体的には、この小町二丁目の計画は、まさに宇都宮辻子幕府跡なのです。そこで幕府跡が本当に出てきたときも、記録保存さえすれば消滅させて良いのですかという話になると思います。

市長が目指しておられる市役所の移転、下の遺跡を壊すわけにいかないから移転をするのであるとおっしゃるのであれば、それは正しいと思いますが、ぜひ民間の開発の土地についても、重要なものについては史跡の指定などを検討する、現物を保存するという姿勢を積極的に市長のイニシアチブとして、ぜひ出していただきたい。文化財の担当課の方々は、個人の私権制限にもなるとかいうことをおっしゃっているので、これはまさに一つの政治的な話だと思います。その政治的な決断というのは、別に法律に反しているのではなくて、文化財保護法にもまさに合致しているし、鎌倉市を日本遺産にしていることと整合している。それから、鎌倉市役所を移転しようとしていることと整合していると思いますので、ぜひお願いしたいと思っています。それが2点目です。

3点目ですけれども、この小町二丁目の開発計画には、井戸の問題とか、プライバシーの問題とか、様々な問題がありますが、特に多くの方が気にされているのは、やはり交通安全の問題なのです。

今、その事業者から説明を受けていますと、彼らが言っているのは、地下を1,000平米分、5メートル掘りますと。要するに5,000立米の土が出てくる。その運び出しには最低3箇月から4箇月、8トンのダンプカーで1時間当たり6台通るという説明を言っているのです。小町大路から宝戒寺のところを抜けるわけですが、あそこは鎌倉市で一番危険な道路だと鎌倉市役所のホームページでおっしゃっていて、これまでも様々な取組をされているわけですが、あそこにそういうダンプカーが1時間当たり6台通ったらどういうことになるのか。これは確実に通行者や自転車はかなり危険になりますし、それから交通渋滞が引き起こされるわけです。これについても様々な理解を得られる指導をしますということをおっしゃっていただいているわけですが、ぜひ、それは真剣な問題として、どう解決すれば良いかということをお調べいただきたい。これは一事業計画を越えた話になるということなんです。

具体的に、一つのアイデアとしてあるのは、今あそこは8トン以下だったら自由に通れるようになっているのです、あの非常に危険な道が。それで、実は東京から来ている業者から聞いたのですが、東京だと、ああいう道は普通2トンしか通れないようになっていると言うのです。それで、その業者が我々に問わず語りにおっしゃったのは、2トンしか通れないと思って、どうしようと調べたら、8トンまで通れたのでびっくりしましたと。4トンダンプで来たのですね、その人は。

これは市役所と警察署の両方の意思決定が必要かもしれませんが、そもそもあの道は原則2トンまでにとどめて、必要な場合は個別の許可でやることにするのが本来の在り方であると思います。具体的には、毎時間6台と言いましたが、あの道は理論的には1時間当たり100台通っても1,000台通っても良いようになっているのです。それはそもそもおかしいですよ。やはり2トンに規制した上で、必要なものには個別に許可を出すというアプローチをすることによって安全が守られますので、もちろんこの計画自身には様々な問題がありますが、特に交通の問題については、そういうことも御検討いただきたいと思っています。

<小町三丁目フクロウ小路自治会 三矢会長>

御回答の中に、計画の中止を指導することはできませんとありますけれども、この辺は少し誤解をされているのではないかと思います。我々が言っているのは、計画を中止しろとかやめろということではなくて、片瀬会長が今おっしゃったように、安全性をどう確保するか、渋滞をどう解消するか、今日お集まりのこの鎌倉東地区の皆さんも、この渋滞に巻き込まれることとなります。大町にはとても8トン車は行けません。あの大町の十字路を曲がれませんから。したがって、朝比奈のほうから来て、大塔宮の前を通過して、二階堂を来て、それから宝戒寺の前どころの丁字路を通過して現場へ行って、そこで積んでまた戻ってくると。ほぼ5分に1台の割合です。

それが3箇月から4箇月ですけれども、トラックが入ってくれば、ただでさえ今、普通車でもあそこを通過するのが大変なわけですけれども、したがって、あそこの工事現場から朝比奈まで、下手をすれば渋滞がつながることが考えられます。

それから、子供たちや自転車。あそこは相当皆さん交通に使っていますからね。昨今、日本中でダンプやトラックによる脇見運転とかで、大変悲惨な事故が報告されているのですけれども、事故が起きてからでは遅いです。

したがって、お願いしたいのは、皆さんのお知恵を拝借して、そういった危険を減らそうではないかということです。ここには警察も入っていただきたいと思います。事業者はガードマンを配置しなさいと言っていますが、ガードマンがあそこに何十人も何百人も出るのでかという話で、もう全く具体的ではないのです。それから、業者の姿勢は、うるさいなど、適当にやっておこうということで、とにかく押し進めようという感じです。

この場には市長もいらっしゃるわけですから、何とか事故が起きないように、皆さんのお知恵を拝借してやっていきたいということが趣旨でございますので、計画を中止しろとは一言も言っていません。中にはそういう方もいらっしゃいますが。

<山王台自治会 岩田会長>

私は山王台の自治会長ですけれども、実はホテルメトロポリタン鎌倉の裏の自転車の駐輪場、小町サイクルパークの責任者をやっています。うちの駐輪場は定期契約で600台、一時利用で200台入るのですけれども、ほとんどあそこの小町大路を通過して来るのです。それで、毎日、十二所、あるいは西御門、あるいは浄明寺の利用者が非常に多くて、朝夕は特にたくさんの自転車、それから50ccのバイクがうちの駐輪場に来るのですけれども、今の計画は初めて聞きました。普段でさえあそこは危ないので、これ、今の説明ですと、1時間に6台も8トントラックが通るといのは大変なことです。うちのほうには、事業者から説明も全くないし、お客さんに対して注意喚起をしないといけないと思います。今のお二人の自治会長の話を聞いて、これは大変なことだと思いました。

特にうちの場合には、ママチャリで後ろに小さいお子さんを乗せたお母さんの利用が多いのですよ。あそこを通過して何百台という自転車があるのですけれども、もしここをトラックがこれだけの台数で通行したらえらいこととなります。ですから、そのことに対する抜本的な対策をきちんと市でやっていただいて、それから、あそこの周辺の自転車を利用している人たちに対する周知をきちんとしないと。これは全く周知されていませんから。

<横町町内会 小田切会長>

横町は非常に小さな町内会なのですが、宝戒寺の角から小町大路、一般的には辻説法通りですね、そこを南側に向かう約百二、三十メートルのところは私どもとの接点になる場所です。それと、宝戒寺から八幡宮に向かうところの両サイドが我が町内会のエリアに属しております。

片瀬会長のお話にありましたように、ここでこの工事が始まると、ダンプカーの出入りに伴って小町大路、いわゆる辻説法通りだけではなくて、県道のほうにも多大な影響を及ぼします。場合によっては岐れ道で収まるのではなくて、十二所までずっとつながってしまう可能性があります。ですから、建てることに對して反対というのではなくて、この工事を進めていく中で、この問題をどういうふうに対応していただけるか。あとは、警察との交渉にもなるかもしれませんが、八幡様の信号も含めて、大変な問題に3、4箇月か半年間くらいなってくると思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。ちょっと分けて話させていただきますけれども、文化財のところについては、民間がやっているから、そこでどれだけ重要なものが出てきても、それは破壊してよいという、そんなストレートに書かれていましたか。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

はい、書かれています。

<松尾市長>

そこは確認をさせていただきますが、決してそんな姿勢ではないですし、貴重な文化財ですので、ほかの場所では埋め戻して、しっかりと保存しておくこともやっております。ただ、結局は地権者の同意が必要になるというところからすると、最終的には公有地化していくことになります。もしそこで開発をしないこととなったときのその後の考え方というのは、いくつか選択肢があろうかと思えますので、その辺りの調整はもちろん必要になるのですけれども、一様に破壊するというものではありませんので、そこは整理させていただきたいと思えます。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

そうであれば、ぜひホームページ上とか、市が配布する紙にもそれは書かれたほうが良いと思えますよ。今はそれが無いかのように書いてあるのです。もう全部壊すことが前提に書いてあるし、フローチャートも、発掘した後は着工ですって書いてあるのですよ。そこで史跡にするかのどうかの検討というのが入ります、その考慮が入りますというのが書いてないのですよ。そこを明文化していただきたいです。

<松尾市長>

ありがとうございます。その辺りは併せて検討したいと思えます。

それから、今の開発の交通の件につきましては、それぞれの会長からの御心配の声を受け止めさせていただきました。そこはしっかりと取り組んでいくポイントだと思いますから、これから引き続き協議をさせていただきたいと思えますし、市としても、できるところはしっかりと事業者のほうに對しての指導を含めてやっていきます。

もう1点、8トントラックが入れるというお話については、お恥ずかしいのですけれども、きちんと理解していないところです。これは全市的にも同じような話ですので、道路状況に応じて、警察として8トントラックの規制を2トントラックに変えられるかということも含めて、一から確認させていただいて、どのようにすればできるのか。住民の皆さんの安全を守るという意味では、よりそういう規制にしていくほうが好ましいと思えますので、その辺りを確認させていただきたいと思えます。

<まちづくり計画部 服部部長>

まちづくり条例に基づく事業者への働きかけということですが、これまでも色々と片瀬会長をはじめ皆さんと話し合いをさせていただいている中で、事業者のほうには、住民の方々の思いというのは伝えております。

先ほど、片瀬会長は、指導はできないけれどもということをおっしゃられていました、強制力もないということで御理解はいただいているところですけれども、私どもも、皆様の切実な思いというのは当然のことながら事業者のほうに働きかけていきたいと考えております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

私が申し上げているのは、強制力はないけれども、指導するべきではないですかということ。その指導というのは、別に定義がありませんけれども、まさに働きかけをされるというのが指導ですよ、単に伝えるだけではなくて。

<まちづくり計画部 服部部長>

指導の定義は、皆さんそれぞれお考えがあると思いますけれども、まず、何のためにまちづくり条例があって、何で事業者に働きかけをしなくてはいけないのかということの本質を捉えますと、やはり住民の皆様と意見交換をする中で、しっかりとお互いの意見をすり合わせた開発事業になる必要があるということだと思っております。その点を踏まえた上で、我々としてはしっかりと働きかけをしていきたいと思っております。

<都市景観部 古賀部長>

一つ提案というか、今後の進め方についてですが、工事のやり方について、関係する自治会・町内会と事業者との間で工事協定を結ぶように市のほうから働きかけることを考えております。こちらにつきましては、先ほど会長から迷いがあるというお言葉がありましたけれど、これについては、私どもの方は、迷いは一切ないです。これから開発事業条例の手続に入りましたら、そうしたことを事業者のほうに求めてまいります。

ただ、これも法的な拘束力は残念ながらありませんので、どこまで頑張って指導していくかという限界は当然あるかと思いますが、そこは強い意思を持って取り組んでいきたいと考えております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

工事協定というのは一つの有力なアイデアだと思いますけれども、他方で、あそこを5メートル掘るかぎりには、交通の混乱を避けられないと思います。それは事業者にも具体策の提示を求めています、何も提示されていないです。最後は、迷惑がかかって当然ですからという発言をしているのです。

要するに、5,000立米の土をあそこから取り出すということは、混乱とか安全を犠牲にしないではできないというのが住民の人たちの意見で、そういう中で、例えば、5,000立米をもっと減らせませんかとか、そういう議論をかなり真剣にこちらからしているのですよ。

したがって、向こうの計画は一切変えられないのですが、工事のやり方は自主協定という形で指導できるということではないと思います。建設計画の内容について、全面的にマンション計画をやめるべきだという人は一部いますよ。でも、仮にそうではなくても、地下を掘る面積、あるいは堆積を小さくしないかぎりこの問題は解決できないと思うので、なぜ工事協定については指導できるけれども、それについては指導できないのか、でも、それについても働きかけはしていただけるということなので、今日は非常に前向きな意見をいただいたのですけれども、工事をあのまま認めることが前提ではな

くて、より周りに負担のないような計画にすることについて、ぜひ市のほうで積極的に色々と目を向けていただきたいと思います。

<都市景観部 古賀部長>

内容のほうは承知しております。ただ、最初のこの質問にもございますように、地下駐車場建設を中止するべく指導していただきたいと、この話にどうしてもつながってきってしまうところがございます。こちらは、どうしても私権の制限になってくる要素が大変大きいと考えておりまして、これを市のほうから事業者側に求めることは大変難しいという認識でおります。

条例の趣旨といたしましては、当然周辺の方に迷惑がかからないように開発事業を行うためのものですので、これはゼロにするのは難しいかもしれないですが、極力小さいものにする、抑えるという趣旨で指導を行ってまいります。結果として事業者側が計画にメスを入れる可能性もなくはないかなと思っておりますので、そういったアプローチの仕方をこれから考えていきたいと思っております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

あそこの地下は駐車場だけの計画ではないのです、実は。地下に居室スペースもつくるという計画になっています。地下の駐車場も、あそこは10戸のマンションなので、法律上は10台の地下駐車場のスペースがあれば良いのですが、14台造る計画になっているのですよ。

それからもう一つは、仮に地下の駐車場を造るにしても、上の軒高制限が6.8メートルですので、6.8メートルから地下までの間でどう駐車場と1階と2階の居室を造るかというのは、かなりフレキシビリティがあるのですね。例えば、5メートルは掘らず4メートルにして、50センチずつ天井を低くしたって、天井が3.4メートルから2.9メートルになるだけなのです。

ぜひそういう観点から様々なことを御検討いただいて、いかに地元の負担を減らすか、交通安全を守るかということでアプローチしていただけないかと思っております。

<小町三丁目フクロウ小路自治会 三矢会長>

今、古賀部長から御説明がありましたけれども、確かに私が提案させていただいたくだりの最後に、行政としてこの地下駐車場建設を中止するべく指導していただきたいとありますが、これは書き直します。私は3月に話を伺いまして、それでこれを出させていただいたのですけれども、片瀬会長からもこのところは色々詳しくお話を伺っていますので、中止ではなく変更であるとか、もう一度必要があれば出させていただきます。

<松尾市長>

大丈夫です、理解できましたので。

<まちづくり計画部 服部部長>

すみません、先ほど私が働きかけると言った点について、語弊を招くような発言があったかと思っておりますので、改めて訂正をさせていただきます。

働きかけというのが、市が判断して働きかけるというよりも、住民の皆様の意向がこういうものですよということを正確に伝えるというように御理解をいただければと思います。市が直接、例えば地下の深さを変えろとか、そういったところまで踏み込んで指導することはできませんので、あくまでも市が働きかけるとするのは、住民の皆様の意向を尊重してくださいという働きかけだと御理解をいただければと思います。後ろ向きで申し訳ないのですけれども、よろしく願いいたします。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

服部部長が今、住民の意向をしっかり伝えるとおっしゃっていたり、住民の意見をできるだけ尊重するように働きかけるとおっしゃっていたりと、振れ幅があるのですが、条例に書いてあるのは、住民の意見をできる限り反映するように努めさせるということです。そこはぜひ、単に伝えるだけではなくて、ちゃんと反映させると。住民が例えば地下の体積をもっと縮小すべきだと言ったら、縮小するために何ができますかとか、どうしてこれはできないのですかとか、この条例ではそういうことを期待されていると私どもは考えていますので、違いはないかと思いますが、念のためよろしく申し上げます。

その他

<大蔵自治会 立川会長>

町内に何箇所か消火器を設置したいと思っています。今現在、消火器を民地ではなくて公道のほうに置いてあるのですが、それを少し増やしたいと思いき市役所のほうへ問い合わせをしたら、法的にもうそれは駄目だということを昨日言われましたが、それはどういうことなのでしょう。

<都市整備部 森部長>

法律でいうと、消火器を入れる箱を道路上に置くというのは認めていなかったのですが、令和元年になって道路法の改正がありました。国や市であれば、設置基準として、法律でも設置を認めるということに変わっておりますので、自治会としての消火器の箱の設置について、内部で相談して、置けるような方向でいきたいと思っています。これからの検討になってしまうのですが、少し時間をいただければと思います。

<泉が谷町内会 河内会長>

回答票を見ていて、一つ素朴な疑問を持ったのですが、それぞれの地域の議題に対して、担当部課は複数にまたがっていますよね。多分そういったものが非常に多いのだらうと思いますけれども、そういったときに、どうやって回答をまとめ上げているのでしょうか。

<事務局>

まずは、それぞれの課に自分たちの課が該当するところの回答を書いていただいて、その後、それをそれぞれの課で共有してもらいます。最後は、地域のつながり課でまとめたものを今日皆さんにお見せをしているところです。それぞれの課が書いたものを別の課は知らないということではなく、みんなで共有をしたうえで回答をしている状況になっております。

<泉が谷町内会 河内会長>

私も色々な問題で市役所に伺うのですが、役所の組織は非常に縦割りで、当然複数の部署にまたがることでも、そこを自分のところで積極的に引き受けて対応しようという姿勢がなかなか出てこないのですよね。それはうちの部署の担当範囲外のことで、どここの部署へ行ってくださいという話をされます。

よく組織の硬直化とか言われるのですが、市役所では、柔軟な横とのつながりはできないのかなということを常々感じています。

<市民防災部 永野部長>

ありがとうございます。なかなか所管外のことを責任持って御回答するのは難しい部分があるかと思っております。

今、御質問をいただいた、議題に対する回答の整理について、地域のつながり課が担っていると答えさせていただいたのですが、それ以外の普段の御相談につきましても、特に鎌倉地区は支所がございませんので、地域のつながり課に一言御相談をいただければ、間を取り持つこともできるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<泉が谷町内会 河内会長>

市長はいつ回答を御覧になるのですか。

<松尾市長>

1箇月ぐらい前にもらって、それで全部を見て、ちょっとこれはないのではないかというときには、もう1回つくり直してもらおうという形でやっています。

行政の縦割りについて、私もこういう立場で仕事をさせていただく中で、やはり法令や条例に沿って責任ある仕事をしていく上では、この縦割りもメリットだと思います。ただ、デメリットとして、横の関係、自分の所管課以外は無関心であるみたいなことも同時に発生し得る形だと思っています。どんなに縦割りを解消しようと組織を変えても、また新たなデメリットが必ず生まれるものだと思いますので、今の中でしっかりと責任ある部分は進めながら、おっしゃるように、抜け落ちたりとか、間ができたりするところはちゃんとフォローできるように進めていきたいと思っています。

会長がたらい回しに遭うことはこれまでもありまして、大変御迷惑をおかけしている部分だと思えますので、そこは地域のつながり課で受けて、そういうことがないようにフォローをしながら、会長が仕事しやすい体制をつくっていきたいということで今、部長からお話をさせていただいております。

<山王台自治会 岩田会長>

戸別収集が来年度から始まるということですが、我々自治会・町内会で今クリーンステーションを維持していて、特にカラス対策で網のあるごみ入れを設置しているのですが、取りあえず1万戸から始まり、燃えるごみからということなので、容器包装プラスチックのときにはまだ使うという需要があり、やがては要らなくなるという市の説明なのですが、クリーンステーションの維持に関して、市はどのようにしていったらよいとお考えなのか、確認しておきたいのですけれど。

<松尾市長>

まずは燃やすごみからですので、容器包装プラスチックはまだステーションで出していただくということになりますので、引き続きステーションの維持管理はお願いをさせていただきたいというところが大前提です。

別の話として、ステーションがうまくいっているのでなくしたくない、つまりは戸別収集には移行したくないという御意見も伺ってまして、この点については、そのステーションを使っている皆さんがそれでよいと言っていただければ、そのままステーションを維持することも認めていくことにしています。